令和2年度 定期監査結果報告書の概要

令和3年2月 備前市監査委員

1 監査の実施状況

令和2年度の監査対象となる部局は、10部局を選定し、そのうち21部署を選定した。 そして、監査期間は、令和2年9月14日から令和3年2月12日までとなっている。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として補助金事務を設定し、補助金等の交付事務 等が、関係規程に基づき、適正に行われているかについて着眼し、監査を実施した。

その他各部署における監査事項としては、物品購入、請負及び委任に係る契約事務、 現金、金券類及び物品の管理事務、公の施設の管理事務が、関係規程に基づき、適正に 行われているかなどに着眼して監査を実施した。

監査に当たっては、これら関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、物品等の現物確認や、対面によるヒアリングを実施した。

合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から実施した監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1のとおり、11部署に対し、4件の指摘、4件の指導を行った。

‡ . 1	温土の	左門の	田田山中	江西の中泊
衣Ⅰ	週本 3	14月107月	凹力リ手	事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項 対象部署数	個別事項 計(件)	うち指摘事項 (件)	うち指導事項 (件) (注1)
平成30年度	36	8	10	7	3
令和元年度	32	11	13	6	7
令和2年度	21	11	8	4	4

⁽注1) 令和元年度までは、指導事項ではなく、意見(要望)事項としていた。

⁽注2) 1 つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 4件】

- (1) 法令等に違反しないが、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
 - ア 補助金に係る予算執行において、翌年度納入されたものが、前年度の補助対象 経費として精算処理されていたもの(社会教育課 6ページ参照)
 - イ 消防用設備等点検において、安全確保の観点から対応を検討すべきもの(環境 課、日生地域公民館 7、8ページ参照)
 - ウ 指定管理における債務負担行為の効力が失われているにもかかわらず、誤った 金額を調書に計上し、議会に提出しており適正を欠いているもの(吉永総合支所 管理課 9ページ参照)
 - エ 市の所有する物品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの(危機管理課、契約管財課、環境課、保健課、介護福祉課、建設課、吉永総合支所管理課、文化振興課、社会教育課 11~13ページ参照)

【指導事項 4件】

- (1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
 - ア 補助金の適正な執行のため、補助金の交付を受けた団体から各地区へ支出された助成金の執行状況を把握し、未執行や、繰越金としている場合には、適切な額を精算し、これらを市に戻入させるなどの基準等を検討する必要があるもの(保健課 14ページ参照)
- (2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
 - ア 備前市区会等補助金について、令和元年度の補助事業であるにもかかわらず、 出納閉鎖後に補助金の額の確定を行っており、事務処理上改善する必要があると 認められるもの(市民協働課 15ページ参照)
 - イ シルバー人材センターとの施設管理等の委任契約について、契約等事務を見直 す必要があると認められるもの(社会教育課 16、17ページ参照)
 - ウ 指定管理施設の使用料収入がなくなるなどの収益見込に関するリスク分担を 想定していなかったにもかかわらず、指定管理料を増額しており、リスク分担の 想定を改善する必要があると認められるもの(吉永総合支所管理課 10、18ペー ジ参照)

3 意見

監査委員は、監査等の結果に当たり、指摘事項等により、是正・改善を求めてきたところである。これらを受けて、市は、ルールを守ることやチェック機能を強化することを指示したり、研修をしたりするなど、職員を指導している。しかし、今年度の定期監査においても、過去の監査で指摘したものと類似した事案や、事務処理に係る認識不足等が見受けられた。

監査において、是正・改善すべきと認められた事項は、その部署特有の問題であると 認識することなく、組織全体の問題として効率的、効果的に措置等を行うことが有効で ある。

そのためには、市は、監査等を実施していない部署等も含めて調査等を実施することにより、自らのリスクを把握し、措置を実施することが必要である。また、その調査内容を市民や議会へ公表するなど透明性を図ったうえで、合理的な業務体制等を構築するように改善していくことも検討する必要がある。

ついては、監査の結果等に基づいて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の 点に留意し改善することを求める。

ア 補助金事務の適正管理について

市は、市民から疑念をいだかれることのないよう、関係規程等に基づき事務を進め、審査を適切に行う必要がある。また、補助対象経費に係る客観的な判断基準や繰越金の取扱い、財産処分の制限等について、要綱に定めたり、マニュアルを整備したりするなど、補助金事務の在り方を明確に示す必要がある。なお、補助事業においても、令和元年度決算審査意見書同様に翌年度納入が見受けられたことから、年度末における組織全体の執行状況について、自ら調査を行い再発防止に向けた取組と事務効率を両立した改善に努める必要がある。

イ 契約事務の適正管理について

市は、令和元年度決算審査意見書で事故繰越の誤りが見受けられたことも含めて、 債務負担行為など複数年度に係る事務について、横断的な調査を自ら行うなどし、再 発防止に向けた取組と事務効率を両立した改善に努める必要がある。

ウ 物品(公有財産)の適正管理について

市は、記録や管理等を確認する仕組みが有効に機能しておらず、誤りなどを発見することが困難になっていると考えられることから、改めて組織全体の備品台帳に記録された備品の状況を確認し、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)に規定されている財産に関する調書や公会計における固定資産台帳等の資産状況も調査するなど資産に関して作成するものが、適正な記録や管理ができる状況になるよう体制整備を行い、その取組工程を明示して進めていく必要がある。

エ 公の施設の適正管理について

市は、安全確保の観点から、各種法定点検を調査し整理したうえで、自主的なチェックリスト等を策定し、公の施設の適正な管理をする必要がある。